

南山大学大学院 入学試験問題集

法学研究科

2025年度

NANZAN
UNIVERSITY

目 次

《博士前期課程》

小論文 〔社会人入学審査〕	1
---------------------	---

《博士後期課程》

論述試験（行政法）	4
英文読解	5

次の文章は、井上聡「差押債権の特定と譲渡債権の特定」金融法務事情 1930 号 4 頁（2011 年）に一部修正を加えたものである。これを読んで、下記の設問 1 から設問 3 に答えなさい。

1：首都圏チェーンストア A 社の経理部にて

平成 23 年 8 月 24 日、今年も残暑が厳しい。明日 25 日には、食品卸 B 社に対し、先月納入してもらった食品の代金 1200 万円を支払わなければいけないな、と思っていたら、いきなり債権差押命令が送られてきた。それによれば、「平成 23 年 7 月に発生した B 社の A 社に対する食品納入に係る売掛代金債権を、A 社の取扱店舗名の順、かつ、同一取扱店舗においては発生順に並べ、請求債権額 1000 万円に満つるまで差し押さえる」とのこと。B 社との食品販売基本契約を引っ張り出してみると、どうやら納入単位ごとに各納入時において売掛債権が発生し、それを月末で締めて翌月 25 日に支払うことになっているらしい。やれやれ、ウチの全店舗共通の統合経理システムでは、買掛債務は納入業者（債権者）ごとに注文時に注文伝票番号で入力し管理しているから、店舗名の 50 音順とが納入順なんて言われたら、手作業で確認しないとイケないじゃないか。B 社の信用状況が不安になって電話を掛けてみると、資金繰りを金融機関に説明すれば何とかなのとのことであった。

そうこうするうちに、C 銀行から、債権譲渡登記の登記事項証明書が同封された将来債権譲渡担保の通知が送られてきた。それによれば、「B 社は、C 銀行に対し、平成 23 年 3 月 1 日において、4 月 1 日から 1 年の間に発生する B 社の A 社に対する食品納入に係る売掛代金債権のうち、毎月発行される納品書番号順に並べて各月ごとに 1000 万円に満つるまでの債権を担保目的で譲渡済みであるので、8 月 25 日の支払分からは C 銀行宛てに支払え」とのこと。やれやれ、どうやら差押えよりもこっちに対応しなければいけないんじゃないだろうか。しかし、納品書番号順なんて言われても、手作業で対応関係を確認できないとイケないな。まったく迷惑な話だ――

2：譲渡債権の特定

判例（最三小判平 11.1.29 民集 59 卷 1 号 151 頁、最二小判平 12.4.21 民集 54 号 1562 頁など）によれば、将来発生すべき債権は、それが譲渡されたものであるか否かを識別できる程度に特定することにより、有効に譲渡することができる。原則として、その発生可能性の程度を問わない。将来債権の譲受人は、譲渡契約時点において、第三者対抗要件を具備し、譲受けを第三者に対抗することができる。

さらに、債務者が特定していない将来債権、例えば、①有線放送会社が将来の顧客に対し有する受信料債権や、②商品販売業者がその在庫商品を将来販売した場合に取得する売買代金債権などについても、有効に譲渡し、譲渡時点で債権譲渡登記により第三者対抗要件を備えることができると考えられている（植垣勝裕＝小川秀樹『一問一答 動産・債権譲渡特例法〔三訂版補訂〕』17 頁（商事法務、2009 年））。

このように、債権譲渡に関しては、対象債権の特定は、譲渡人の他の債権と識別できれば足りると考えられており、債務者にとって識別が容易か（手間がかかるか）否かは、譲渡ないし第三者抗要件の有効性の判断において、考慮されてこなかったように思われる。これは、現行法（判例法理を含む）が、債権譲渡の当事者間の関係や当事者と第三者との関係と、当事者と債務者との関係とを区別して、債権譲渡制度を設計していることに起因するものであろう。

それでは、債務者にとってわかりにくい特定方法により、（識別は可能な）債権の譲渡がなされた場合に、債務者の保護はどう図られるのか。債権の準占有者に対する弁済に係るルール（民法 478 条）が場合によって機能するほか、基本的には債務者対抗要件の解釈によることになるのではないか。すなわち、債務者に対する譲渡債権の通知に際し、債務者が手間をかければ識別できる、という程度の特定では足りないといわれる可能性がある。例えば、A 社に関する上記の設例で、B 社による C 銀行のための将来債権譲渡担保の設定について、その有効性や第

三者対抗要件には問題がないとしても、債務者対抗要件にはひと工夫（少なくとも納品書番号を具体的に列挙するとか、さらには注文伝票番号を付記するなど）が求められる可能性があるだろう。別の見方をすれば、債務者に対する将来の請求を円滑に進めるためには、将来債権を譲渡する際に、債務者による債務管理方法が判明していれば、(A) それに沿った特定の仕方を工夫することが望ましいといえよう。

3：差押債権の特定

以上に対し、差押債権の特定については、いわゆる支店間支店番号順序方式による預金債権の差押えに関連して、最近注目すべき裁判例が相次いでいる。支店間支店番号順序方式とは、銀行の取扱店舗を特定せず、支店番号の若い順序による順位を付して預金債権の差押えを申し立てる方法をいうが、平成23年に入ってからだけでも、そのような申立てに関する東京高裁の決定が（本稿の執筆時までには公表されているだけで）10件以上あり、それらの結論がほぼ真つ二つに分かれている。

もっとも、結論は分かれているが、支店間支店番号順序方式による申立てを差押債権の特定の問題として捉えている点で、これらの裁判例は共通する。支店間支店番号順序方式に従い、さらに、同一取扱店舗において、先行する差押えの有無、預金の種類、口座番号等により順序を付せば、差押えの対象となる預金債権とそうでないものを識別することは理論上可能であるから、上記の裁判例は、差押債権の特定について、識別可能性だけでは足りないと考えているわけである。結論として特定を欠くとするものは、「第三債務者である金融機関に格別の負担を負わせる」こと、「第三債務者が支払停止の措置を執るまでには相当の手間や時間を要する」こと、「第三債務者である金融機関に過度の負担と危険を負わせる」ことなどを理由としているし、結論において特定を欠くとは認められないとするものも、「第三債務者について通常想定される業務内容に照らして社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で、第三債務者において差押えの目的物となる債権を確定することが困難であると認められる場合には」債権の特定を欠くとしている。

このように、差押債権の特定において第三債務者の利益が考慮されるのは、差押命令が、第三債務者に対し債務者への弁済を禁ずることによって効力を生ずるものであることと無縁ではなからう。

差押えにおいて、第三債務者は、差押命令の送達を受けた時点で、債務者に対する弁済を禁止され、陳述を求められたときは、当該送達から2週間以内に差押えに係る債権の存否その他の事項について陳述しなければならない。しかし、第三債務者は、もともと、自らの債務のうち差し押さえられたものとそれ以外のものとを区別することなど不要であったはずである。そうした事情に照らすと、差押命令における債権の特定は、第三債務者に対し過度の負担や危険を負わせるものであってはならないといえよう。(B) このような考慮は、多数の店舗において大量かつ簡便な要求払いを求められる銀行預金についてとりわけ重要なものとなるが、理論上は、A社に関する前記の設例のような債権差押え一般に通ずる問題だと思われる。その意味で、債権差押えにおいて第三債務者にどの程度の負担を課すことが正当化されるのかについて、今後、より踏み込んだ検討・研究が進められることを期待する。

＜設問1＞

下線(A)において「それに沿った特定の仕方を工夫する」と述べているが、A社に関する本文中の設例では、どのような形が望ましいか検討しなさい。

＜設問2＞

下線(B)において、「このような考慮は、多数の店舗において大量かつ簡便な要求払いを求められる銀行預金についてとりわけ重要なものとなる」と述べているが、筆者はなぜそう考えているのか。具体的にどのような問題が生じるのかを検討しなさい。

＜設問3＞

上記の文章を読んだ上で、「第三債務者にどの程度の負担を課すことが正当化されるのか」について、債権者、債務者、第三債務者の三者の立場を踏まえた上で、自身の見解を論じなさい。

2025年度南山大学大学院 法学研究科 法律学専攻（2025年4月入学）
＜博士後期課程＞一般入学試験

（2025年2月22日実施）

試験科目：法律問題（行政法）

配点：100点

（問 題 紙）

問題は、【設問1】と【設問2】の2問である。解答紙にどちらの設問の解答かわかるように明記して、2問とも解答すること。

【設問1】

行政裁量について説明しなさい。

【設問2】

行政手続について説明しなさい。

（問 題 紙）

設問 次の文章を読み、下の問題に答えなさい。

著作権の関係により掲載しておりません

2025年度南山大学大学院 法学研究科 法律学専攻（2025年4月入学）

＜博士後期課程＞一般入学試験

（2025年2月22日実施）

試験科目：英語（英文読解）

配点：100点

著作権の関係により掲載しておりません

著作権の関係により掲載しておりません

出典：Stephen Breyer, *Reading the Constitution: Why I Chose Pragmatism, Not Textualism*, (Simon & Schuster, 2024) pp. 181 – 185. 出題にあたり、注と見出しを削除している。

問題1 下線部①を和訳しなさい。固有名詞や事件名はアルファベット表記のままでよい。

問題2 下線部②を和訳しなさい。固有名詞や事件名はアルファベット表記のままでよい。

問題3 下線部③を和訳しなさい。固有名詞や事件名はアルファベット表記のままでよい。

発行：南山大学入学センター
名古屋市昭和区山里町18番地

Phone : (052)832-3119

F a x : (052)832-3592

E-mail : ml-grad@nanzan-u.ac.jp

URL : <https://www.nanzan-u.ac.jp/>